

最近の相続・遺言関連業務の動向

研究員 小針美和

1 はじめに

首都圏の金融機関利用者世帯に対するアンケート調査によると、農協とのかかわりが深い世帯では、相続・遺言に対する関心、遺言信託の利用意向が他の世帯に比べて高いという傾向がみられる（日本経済新聞社実施の金融行動調査による。東京駅から40km圏内に住む25～74歳の男女8,400人を対象に06年10月19日～12月1日に実施。有効回答者数は2,558人）。

平成19年度第1回農協信用事業動向調査によれば、対象農協のうち8割以上が組合員から相続に関する相談があると回答している。また、農協系統における遺言信託の取扱件数も増加しているが、他方で、信託銀行等においても遺言関連業務への積極的な取り組みがみられる。

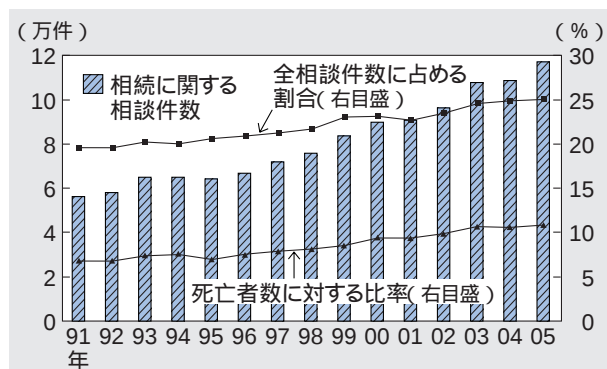
以下では、遺言・相続関連業務をめぐる最

近の動向について、簡単にまとめてみたい。

2 相続・遺言をめぐる状況

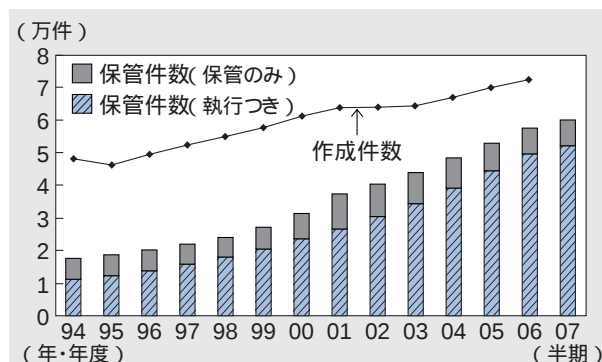
旧民法における家督相続の意識が残っている70歳以上の被相続人と新民法の意識が強い相続人との間で、相続に対する意識が異なること、均分相続のもとで相続人が各々の財産に対する権利を主張する傾向が強まっていることなどを背景として、相続をめぐるトラブルに発展するケースが増加している。司法統計年報により、全国の家裁判所における相続に関する相談件数の推移をみると、90年代後半から増加傾向が続いており、03年に10万件を超えた（第1図）。05年では、相談件数は11万6,858件、全相談件数に占める割合は25%、年間の死亡者数に対する比率も10.8%にのぼる。また、当事者間の話し合いでは遺産分割

第1図 家庭裁判所に持ち込まれる相続に関する相談の件数



資料 最高裁判所『司法統計年報』、国税庁ホームページより作成

第2図 遺言作成件数・信託銀行の遺言保管件数



資料 日本公証人連合会調べ、社団法人信託協会ホームページより作成
(注) 作成件数は年ベース、保管件数は年度ベースの値。

協議がまとまらず、調停・審判に持ち込まれるケースも増加しており、04年以降、新規受付件数は1万件を超えている。

こうしたなかで、円滑な遺産相続が期待できるとの認識が高まっていることもあり、遺言書を作成する人が増加している。日本公証人連合会の調べによると、公正証書遺言の作成件数は年ごとに増加し、06年中の件数は72,235件と7万件を突破している。また、家庭裁判所による自筆遺言証書の検認件数も増加傾向にある^(注1)(第2図)。

3 他業態における相続・遺言関連業務の動き

金融機関においては、次世代をも見据えた金融取引の拡大が期待できる有力な手段であるとして、遺言関連業務への取組みを強化させている。信託銀行の遺言書の保管件数をみると、02年度以降、特に相続発生後に信託銀行が遺言の執行を行う「執行つき」の保管件数が大きく増加して07年9月末には51,869件となり、全体の保管件数では6万件に迫ろうとしている。

遺言関連業務の代理業務についてみると、04年末に当該業務が解禁された当初は、メガバンクや有力地銀等、大手銀行による参入が中心となっていたが、最近では、信用金庫等

の地域金融機関や、金融機関以外の事業法人^(注2)による参入が増加している。また、相続に関する相談、専門家の紹介等のサポートを行うことを目的のひとつとするNPO法人の数も年々増加しており、内閣府もしくは都道府県の認証を受けたNPO法人は07年12月現在で43法人となっている。

07年6月には、都市農家を専門に相続の支援を行うNPO法人「都市農家相続遺言支援センター」が認証された。信用金庫がこのNPO法人と連携して相続セミナーを開催するなど、業態を超えた新しいビジネス展開も模索されている。

4 おわりに

07年秋の金融審議会では、遺産相続の手続きや退職金管理といった信託業務をNPO法人や弁護士事務所が運営する、いわゆる「福祉型信託」の解禁について検討がなされた。また、保険業界からは信託代理業務の認可の要望が出されている等、相続・遺言関連業務の規制緩和に向けた動きが進んでいる。今後、都市部を中心に農協組合員に対する他業態からのアプローチがさらに強まるとともに、多様化も進展していくとみられる。

日本の農業、農協組織を支えている昭和一ケタ世代のリタイアが進むなかで、次世代対策、組織基盤の維持という観点からも、相続に不安をもつ組合員やその世帯に対し、農協がきめ細やかな対応を行い、円滑な相続に資することがより一層重要になろう。

(こばり みわ)

(注1) 遺言には、公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言の3種類がある。自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合は、相続時に家庭裁判所での検認手続を経る必要がある。

(注2) 一部の地域金融機関では、相続への対応を地域密着金融の取組みのひとつに位置づけ目標を設定する等、取組みを強化している。